

目黒区熱中症対策指定暑熱避難施設 募集要項

1 目的

この要項は、目黒区(以下「区」という。)を含む区域を対象に、熱中症特別警戒情報(改正気候変動適応法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。)が発表された場合に開設する、指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)を区が指定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

令和6年4月に全面施行された改正気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)において、指定暑熱避難施設指定制度が創設された。区では、熱中症による健康被害を防止し、区民の生命と健康を守るため、熱中症特別警戒情報発表時にクーリングシェルターとして運用可能な、区内の民間事業者を募集する。

3 募集施設

区内の民間施設

4 指定要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- (1)適当な冷房設備を有すること。
- (2)椅子等を設置し、利用者が休息できる空間を確保していること。
- (3)熱中症特別警戒情報が発表された時は、あらかじめ公開する開放可能日時において、当該施設を開放できること。

5 申込方法

- (1)専用フォームからの申し込み

以下のURLまたは二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、申し込む。

<https://logoform.jp/form/KeTk/1007804>



- (2)申込書による申込

(別紙)民間クーリングシェルター指定申込書の必要事項を記入の上、目黒区環境清掃部環境保全課あて申し込む。

6 申込期間

隨時

7 指定までの流れ

- (1)専用フォーム又は申込書にて申込受付
- (2)区における内容審査
- (3)協定書の締結
- (4)施設情報・開放可能日等の公表、区が支給するポスターの掲示
- (5)運用開始

8 指定後について

(1)開放の期間

開放する期間は、指定の日から令和7年10月22日(水)までとし、令和8年度以降は、毎年度、4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

(2)指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日からその年度の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3)指定の解除

次に該当する場合には、指定を取り消すことがある。

- ① 指定施設が「4 指定要件」を満たさなくなった場合
- ② 事業所、店舗等の閉鎖等により、指定施設が指定基準を満たさなくなった場合
- ③ 指定施設から指定解除の申し出があった場合
- ④ その他指定施設とすることが適当でないと認められるとき

9 問い合わせ先

目黒区環境清掃部環境保全課温暖化対策係

担当:伊藤、小池

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

(電話):03-5722-9034(直通)

(メールアドレス): kankyo47@city.meguro.tokyo.jp